

高知県学校保健会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は高知県学校保健会助成金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成目的及び助成対象事業)

第2条 高知県学校保健会は、学校及び地域社会の保健安全の研究並びに普及啓発を図り、児童生徒及び地域社会の健康と安全の推進を図るために、別表に定める団体及び高知県学校保健会各支部（以下「助成事業者」という）が実施する事業に要する経費に対して助成する。

(助成の対象となる期間)

第3条 助成対象となる期間は、当該年4月1日から翌年2月末までとする。

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成対象経費とは、助成事業者が助成事業を実施するために必要な経費のうち、助成の対象として高知県学校保健会長が認める経費のことをいう。

2 助成対象経費は、別表のとおりとする。

(申請)

第5条 申請書及び関係書類は、別記第1号様式によるものとし、別に定める日までに各1部を高知県学校保健会に提出するものとする。

(交付及び決定)

第6条 高知県学校保健会は、前条による交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、別記第2号様式により交付決定通知を行う。

2 会長は、助成金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、交付決定金額の概算払いをする。

(変更)

第7条 助成事業者は助成金の変更を伴う助成対象経費の変更がある場合は、事前に別記第3号様式による事業内容変更申請書を高知県学校保健会長に提出し、承認をうけなければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第8条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、その旨を記載した書類を高知県学校保健会長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 助成事業者は、助成対象事業が完了した日から1ヶ月以内または3月10日のいずれか早い日に別記第4号様式による実績報告書及び関係書類を高知県学校保健会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 高知県学校保健会長は、前条の報告に基づき内容を審査し、交付すべき助成金の額の確定を行う。

2 高知県学校保健会長は、助成事業者に確定した金額をこえる助成金が交付されているときは、その差額を返還させるものとする。

(経理)

第11条 助成事業者は、助成事業について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、助成事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成16年1月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年度事業分から適用する。
- 3 この要綱は、平成17年8月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成17年度事業分から適用する。
- 5 この要綱は、平成21年6月30日から施行する。
- 6 この要綱は、平成21年度事業分から適用する。
- 7 この要綱は、平成28年8月30日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年度事業分から適用する。
- 9 この要綱は、平成29年6月14日から施行する。
- 10 この要綱は、平成29年度事業分から適用する。
- 11 この要綱は、平成29年6月20日から施行する。
- 12 この要綱は、平成29年度事業分から適用する。
- 13 この要綱は、令和6年6月5日から施行する。
- 14 この要綱は、令和6年度事業分から適用する。

別表（第2条、第4条関係）

助成事業者	対象助成事業	助成対象経費	助成額	助成事業者の構成等
学校保健関係 団体 高知県学校保健会各支部	調査 研究 研修	・ 報償費 ・ 旅費 ・ 需用費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料	毎年理事会にて決定	・ 学校教職員又は教育関係者 ・ 事業内容が適正であり、団体の運営が堅実で、民間会社、政党、労働組合等と特別な関係を有していないこと

※ただし、委託料については、やむを得ない場合に限る。